男鹿地区統合校（仮称）整備事業

募集要項

秋田県

令和８年１１月２５日

《目　　次》

第１ 募集要項等の位置づけ 1
第２ 事業の概要 2
1. 特定事業の事業内容に関する事項 2
第３ 事業者の募集及び選定に関する事項 5
1. 事業者選定の方法 5
2. 事業審査会 5
3. 選定事業者の募集及び選定の手順 6
4. 応募に関する留意事項 15
5. 予定価格等 17
第４ 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 18
1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担 18
2. 提供されるサービス水準 18
3. 選定事業者の責任の履行に関する事項 18
4. 県による事業の実施状況の監視 18
第５ 本施設の立地及び施設計画に関する事項 19
1. 立地に関する事項 19
2. 施設計画の考え方 19
第６ 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 20
1. 係争事由に係る基本的な考え方 20
2. 管轄裁判所の指定 20
第７ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 21
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 21
2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 21
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合 21
4. その他 21
第８ その他事業の実施に関し必要な事項 22
1. 議会の議決 22
2. 使用言語及び通貨 22
3. 情報提供 22
4. 応募に伴う費用負担 22
5. 問合せ先 22

第１ 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、秋田県（以下「県」という。）が、男鹿地区統合校（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者をプロポーザル方式により募集及び選定するため、本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）を対象に配布するものである。

募集要項に合わせ配布する以下の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は、募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出する。

県は、募集要項等の内容を見直し、変更を行う場合がある。変更を行った場合には、速やかにその内容を秋田県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）で公表する。

なお、募集要項等と実施方針を比較して相違がある場合は、募集要項等の規定を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

- 別添１　：要求水準書
- 別添２　：事業者選定基準
- 別添３　：様式集及び記載要領
- 別添４　：請負代金額の支払い条件
- 別添５　：モニタリング措置要領
- 別添６　：設計・施工請負契約書（案）

第２ 事業の概要

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

男鹿地区統合校（仮称）整備事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

学校施設

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称

秋田県立男鹿海洋高等学校

男鹿地区統合校（仮称）における改修整備の対象となる施設を「改修施設」、新たに増築整備する工業系の施設を「増築施設」、改修整備を行わず既存利用を継続する施設を「既存施設」といい、改修施設、増築施設、既存施設及びこれらに付随する外構等を合わせた全体を「本施設」という。

また、本施設の敷地を「事業対象地」という。

表 1　本事業の対象施設

本施設	改修施設	管理・教室棟
		特別教室棟
		実習棟
		船用機関・食品製造実習棟
		寄宿舎
		格技場
		潜水プール棟
	増築施設	工業系実習棟
		ＥＶ棟
		増設キュービクル
	既存施設	第一体育館
		第二体育館
	外構等（部室等の小規模の建物を含む）	

※棟単位での定義としているため、棟内に既存利用を継続する諸室が含まれる場合であっても、改修工事を実施する諸室が一部でも含まれる棟は「改修施設」に分類する。

(4) 公共施設等の管理者の名称

秋田県知事　鈴木 健太

(5) 事業目的

秋田県においては、人口減少や少子高齢化に伴う生徒数の減少と、県教育財政の逼迫が課題となっており、これらへの迅速な対応が必要となっている。

このため、「男鹿地区統合校（仮称）基本構想」に示す基本理念に基づき、事業対象地において、教育内容及び教育活動を十分に展開でき、かつ、生徒及び職員が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、男鹿海洋高等学校及び男鹿工業高等学校の２校を統合し、増築・改修を行うこととしている。

また、本事業においては、設計・施工一括方式を活用して、効率的かつ効果的に設計及び建設を行い、県の事務手続きの負担軽減等、教育活動の一層の向上に資することを目的とする。

(6) 事業内容

本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）は、以下の業務を行う。

対象施設ごとの業務範囲、県と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については「別添１：要求水準書」に示すとおりである。

ア 施設整備業務（増築・改修）

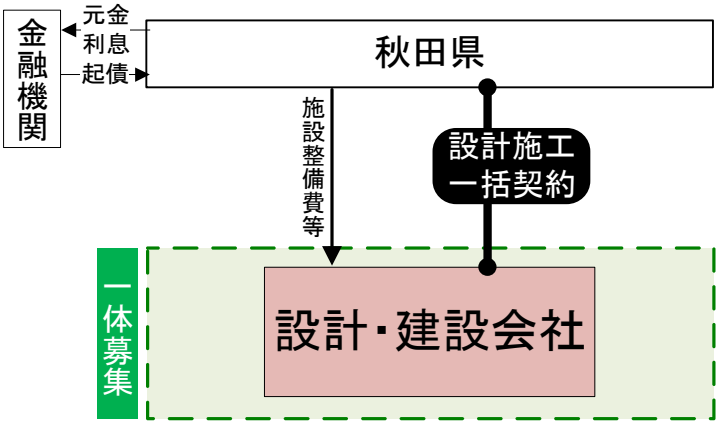
a. 設計業務

b. 建設業務

c. 工事監理業務

(7) 事業方式

本事業は、県と契約を締結した選定事業者が、県と本事業に係る設計・施工請負契約を締結し、本施設の設計及び建設を行った後、県に施設を引き渡す、設計・施工一括発注方式（ＤＢ方式）により実施する。なお、本事業における一部施設の整備費については、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の交付金を活用する。



(8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工請負契約締結日から令和 12 年３月 31 日までとする。

ただし、男鹿地区統合校（仮称）は令和 11 年４月１日に開校予定であるため、以下の工期までに検査を完了し、引渡しを行うこと。外部仕上げ等の学校運営に支障をきたさない範囲の工事について、開校後に施工を行うことを可とする。

・開校に必要な工事：令和 11 年３月 10 日まで
（引渡し後、開校までに県で備品等の搬入・設置を行う）
・外部仕上げ等の学校運営に支障をきたさない範囲の工事：令和 12 年３月 31 日まで

⑼ 本事業の契約に関する手順

県は、本事業を実施するため、選定事業者との間で仮契約を締結し、県議会の議決をもって、設計・施工請負契約を締結する。選定事業者は、当該設計・施工請負契約に基づいて本事業を実施する。

設計・施工請負契約書の詳細は、「別添６：設計・施工請負契約書（案）」に示す。

⑽ 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令等）及び条例等（条例、規則等）を遵守すること。

具体的な関係法令等については、「別添１：要求水準書」に示すとおりである。

第３ 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の方法

本事業は、設計業務及び建設業務を通じて、事業者に効率的・効果的に質の高いサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、業務費をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争力の担保及び透明性の確保に配慮した上で、「プロポーザル方式」を採用することとする。

2. 事業審査会

県は、事業者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保することを目的に、以下に示す委員で構成する本事業に係る事業審査会（以下「審査会」という。）を設置している。

表 2 審査会委員（敬称略）

（順不同）

氏 名	所 属
長谷川 兼一	秋田県立大学システム科学技術学部 教授
中野 賢俊	一般財団法人秋田県建築住宅センター 理事長
佐藤 雅彦	一般財団法人秋田経済研究所 専務理事・所長
経徳 康之	秋田県建設部営繕課長
佐藤 嘉彦	秋田県教育庁高校教育課長

3. 選定事業者の募集及び選定の手順

(1) 選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、応募者がいない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、県は、選定事業者を決定せず、公募・発注手続の執行を中止する場合がある。

表 3　選定の手順及びスケジュール

日程（予定）		内容
令和８年	11 月 25 日（水）	事業公告
	12 月 2 日（水）	現地見学会
	12 月 14 日（月）～ 12 月 15 日（火）	直接対話
令和９年	1 月 12 日（火）	質問受付
	1 月 29 日（金）	質問回答の公表
	2 月 9 日（火）	参加表明書及び参加資格確認書類の受付期限
	2 月 19 日（金）	参加資格確認結果の通知
	3 月 29 日（月）	提案書類等受付
	4 月 19 日（月）	選定事業者決定
	5 月中旬	設計・施工請負（仮）契約締結
	7 月上旬	設計・施工請負契約議決

(2) 応募手続等

① 現地見学会の実施

本事業の趣旨や本施設の現状について、民間事業者の理解促進を図るため、現地見学会を実施する。なお、参加は任意とする。

日時	令和８年12月２日（水）　13時30分～15時30分（予定）
場所	男鹿海洋高等学校 ※詳細は参加申込企業に対して県より個別に連絡する。
申込期限	令和８年11月30日（月）17時まで
申込方法	「別添３：様式集及び記載要領」に規定する「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・現地見学会参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第８ 5.問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・現地見学会参加申込　●●」（●●は提出企業名）とする。
参加人数	１社２名以内とする。
留意事項	当日は募集要項等の配布を行わないため、応募者において持参すること。

② 募集要項等に関する直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、県と民間事業者との直接対話を実施する。

日時	令和８年12月14日（月）　９時30分～17時00分 令和８年12月15日（火）　９時30分～17時00分 直接対話への参加申込者に対して、別途、県から開催案内（開催時間、対話時の県からの質問事項及び県への事前質問の受付等）を通知する。 ※１グループ当たり、１時間程度を予定
場所	秋田県庁第二庁舎　秋田県秋田市山王３丁目１−１
申込期限	令和８年12月４日（金）17時まで
申込方法	「別添３：様式集及び記載要領」に規定する「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・募集要項等に関する直接対話参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第８ 5.問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・募集要項等に関する直接対話参加申込　●●」（●●は提出企業名）とする。
参加人数	１社当たり４名以内とする。応募予定のグループで参加する場合は１グループ当たり合計10名以内とする。
対話内容	原則、非公表 ※対話結果は県の判断により、募集要項等に反映し、公表する場合がある。
留意事項	当日は募集要項等の配布を行わないため、応募者において持参すること。

③ 募集要項等に関する質問・意見及び回答

募集要項等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付締切	令和９年１月 12 日（火）17 時まで
提出方法	「別添３：様式集及び記載要領」に規定する「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・募集要項等に関する質問及び意見」に記入し、上記の期間で「第８ 5.問合せ先」に示すE-mail 宛に送付する。 送付する際の件名は、「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・募集要項等に関する質問及び意見 ●●」（●●は提出企業名）とする。 ※ファイル形式は、Excel ファイルのまま送付すること。
回答公表日時	令和９年１月 29 日（金）（予定）
公表方法	提出された全ての質問については、原則として、県ホームページで公表する。なお、意見についての回答は行わない。

④ 参加表明書及び参加資格確認書類の受付期限

応募者は、参加表明書及び参加資格確認書類を県に提出し、確認を受けること。参加表明書及び参加資格確認書類を以下のとおり受け付ける。

受付締切	令和９年２月９日（火）17 時
提出方法	「別添３：様式集及び記載要領」に規定する「参加資格確認申請書等」に必要事項を記入の上、「第８ 5.問合せ先」に郵送又は持参により提出すること（郵送の場合は、受付日時必着とする。）。なお、県は、提出された参加表明書及び参加資格確認書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該書類等の再提出を求めることがある。

⑤ 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認の結果は、参加資格確認結果通知書により令和９年２月 19 日（金）までに応募者の代表企業宛に通知する。

なお、参加資格の確認の結果において参加資格があると認められた者でも、県に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

⑥本事業の業務内容に係る資料の交付・閲覧・貸与

本事業の業務内容に係る資料（既存施設図面、現況測量図　等）の電子データ（CD-R）の交付、原本の閲覧又は貸与を行う。

「別添３：様式集及び記載要領」に規定する「男鹿地区統合校（仮称）整備事業・資料貸与申込書」に記入し、令和８年11月26日（木）以降、「第８　5.問合せ先」に電子メールにて提出すること。件名は「男鹿地区統合校（仮称）整備事業 貸与希望申込（●●）」（●●は提出企業名）とする。受付順に貸与を行う。

なお、交付・閲覧・貸与可能な資料については、「別添１：要求水準書」を参照すること。

交付・閲覧 貸与日時	令和８年11月26日（木）～令和９年３月29日（月） ９時～12時、13時～17時　※土日、祝日は除く
交付・閲覧 貸与方法	「第８　5.問合せ先」に事前連絡のうえ、交付、閲覧又は貸与する。
交付・閲覧 貸与場所	秋田県立男鹿海洋高等学校 秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台42番地（事業対象地） 事務室

⑦提案書類等受付

以下のとおりとする。

受付日時	令和９年３月29日（月）　13時30分 （送付による場合は同月26日（金）17時まで必着）
提出方法	「別添３：様式集及び記載要領」に規定する各種提出書類等を提出すること。 ファクシミリ及びE-mailによる提出は認めない。 なお、持参の際は、「第８　5.問合せ先」に事前連絡を行うこと。
提出場所	「第８　5.問合せ先」

⑧最優秀提案の選定に係るヒアリング（プレゼンテーション）の実施

企画提案書の審査に当たって、応募者に対し、提案の内容に関するヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。実施時期及び開催場所等の詳細は、提案書類等受付後、速やかに応募者の代表企業に連絡する。

⑨選定結果の通知及び審査結果の公表

県は、最優秀提案の選定後、選定結果を速やかに当該応募者の代表企業に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、審査結果については、県ホームページで公表する。

⑶ 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とし、応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

① 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 用語の定義

特定共同企業体	本事業に応募する企業グループの各企業（設計企業、建設企業、工事監理企業）が組成する共同企業体をいう。
特定建設工事共同企業体	本事業に応募する企業グループのうち、建設企業が組成する共同企業体をいう。
構成員	企業グループを構成する企業をいう。
代表企業	構成員のうち、応募手続を代表して行い、かつ、特定建設工事共同企業体における共同企業体出資比率が最も高い企業をいう。特定建設工事共同企業体を組成しない場合は、建設企業とする。
設計企業	構成員のうち、設計業務を行う企業をいう。
建設企業	構成員のうち、建設業務を行う企業をいう。
工事監理企業	構成員のうち、工事監理業務を行う企業をいう。

イ 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとし、構成員の中から代表企業を定める。

ウ 応募者は、特定共同企業体を分担施工方式（乙型 JV）により組成するものとする。

エ 建設業務について、単独企業または特定建設工事共同企業体（JV）により実施すること。なお、特定の工種・業務について下請負人を活用する体制も可とし、必ずしも JV の組成を義務付けるものではない。特定建設工事共同企業体（JV）を組成する場合は共同施工方式（甲型 JV）を基本とするが、複数工区の設定とともに工種の異なる施工を分担する場合は、分担施工方式（乙型 JV）による参加も認める。

オ 特定建設工事共同企業体へ出資する企業は５者以内とし、出資比率は均等割の 10 分の６以上とする。

カ 複数の要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができる。

※ただし、建設企業及び工事監理企業については、同一の者とすることは認めない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。（以下同様とする。）

キ 参加表明書の提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を承認した場合は、この限りではない。

ク 参加表明書の提出以降、応募者となる構成員は、同時に他の構成員となることはできない。

② 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

応募者の構成員は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。また、応募者の構成員は以下の事項を満たすこと。

a. 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しないこと。

b. 参加表明書及び参加資格確認書類の受付期限の日から選定事業者決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

c. 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

d. 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

e. 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号) に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

f. 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

g. 本事業のアドバイザリー業務に関与した者及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がない者であること。
なお、本事業のアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
・八千代エンジニヤリング株式会社
・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

h. 審査会委員（「第３ 2. 事業審査会」で示す審査会の委員）の所属する企業ではないこと及びその企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。

イ 設計業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b. 担当する設計業務に係る令和８年度に有効な秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成 5 年 3 月 30 日監第 1973 号)第 4 条第 1 項に規定する資格者名簿に登録されていること。また、設計業務を担う主たる者１者以上は「建築一般」の資格を有していること。

c. 平成 23 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の新築、改築又は改修の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して行う場合にあっては、設計業務を担う主たる者１者以上が当該要件を満たしていること。

ウ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

a. 担当する建設業務に係る令和８年度秋田県建設業者等級格付名簿に登録されていること。ただし、建設業務を担う主たる者１者以上は「建築一式工事」の資格を有していること。

b. 担当する建設業務に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

c. 平成 23 年４月１日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の新築、改築又は改修の建築工事を元請（共同企業体で受注した場合は出資比率 15%以上に限る）として施工した実績を有すること。なお、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者１者以上が当該要件を満たしていること。

エ 工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

a. 工事監理業務のうち、「建築工事の工事監理」を担当する場合は、建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b. 担当する工事監理業務に係る令和８年度に有効な秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成５年３月 30 日監第 1973 号）第４条第１項に規定する資格者名簿に登録されていること。また、工事監理業務を担う主たる者１者以上は「建築一般」の資格を有していること。

c. 平成 23 年４月１日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の新築、改築又は改修の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して行う場合にあっては、工事監理業務を担う主たる者１者以上が当該要件を満たしていること。

③応募者の業務実施体制

応募者は、本業務の執行にあたり、次の実施体制を満たすものとする。なお、参加資格確認書類においては複数の候補者を記載し、対象業務の着手前までに選定することも可とする。

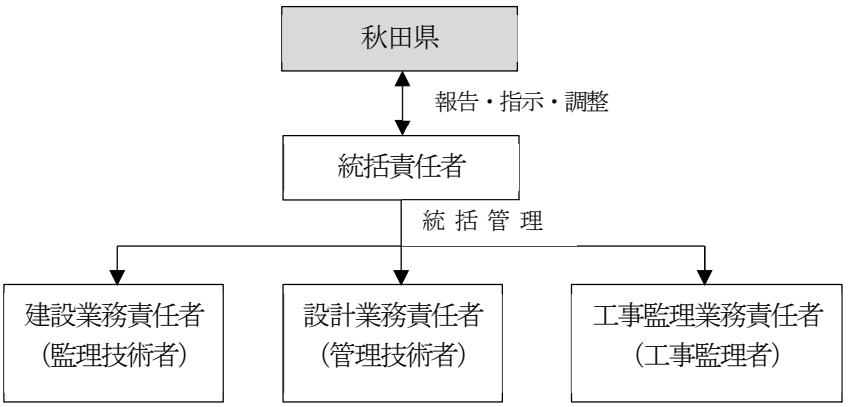
ア 統括責任者及び各業務責任者の配置

本事業の業務実施に当たっては、統括責任者を配置するとともに、建設、設計、工事監理の各個別業務の業務責任者（監理技術者、主任技術者、管理技術者、工事監理者）を配置し、県への各種報告・調整を適切に行うこととする。

統括責任者は、各個別業務の業務責任者と兼務することを認めるが、原則として構成員から選出することとし、業務着手より前に県に書面で届け出ること。

イ 実施体制

「統括責任者」、「建設業務責任者（監理技術者）」、「設計業務責任者（管理技術者）」、「工事監理業務責任者（工事監理者）」を任命し、統括責任者が各業務を統括管理する。



兼務の可否（○：兼務可、×：兼務不可）

	統括	設計	建設	工事監理
統括		○	○	○
設計	○		○	○
建設	○	○		×
工事監理	○	○	×	

図 1　実施体制概要図

ウ 配置予定技術者

事業者は、設計業務、建設業務の実施に当たり、以下の技術者を配置する。

表 4　配置予定技術者の要件

業務	配置予定技術者の要件
建設業務	・建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に３か月以上の雇用関係にある。）現場代理人及び専任の監理技術者を配置する。 ・特定建設工事共同企業体を組成して建設業務を行う場合は、代表者から監理技術者を配置し、その他の構成員から主任技術者を配置すること。 ・監理技術者（特定建設工事共同企業体を組成する場合は主任技術者を含む。）は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 ・監理技術者（特定建設工事共同企業体を組成する場合は主任技術者を含む。）は、工事期間中において施工現場に専任で配置できる者とする。 ・監理技術者は、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の建築工事（修繕を除く）を元請として完成させた工事に担当者として従事した経験を有すること。なお、実績の発注者の形態は問わないものとし、国、地方公共団体、公営企業、特殊法人等、独立行政法人、民間企業またはこれらに準ずる団体、個人による発注実績をすべて対象とする。 ・現場代理人及び監理技術者（特定建設工事共同企業体を組成する場合は主任技術者を含む。）については、工事完成までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合、または工事着

業務	配置予定技術者の要件
	手前に変更を行う場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の承認を得るものとする。 ・監理技術者は、特例監理技術者制度の運用により他の工事と兼務することができる。
設計業務	・設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。）管理技術者を１名配置する。 ・管理技術者は、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の 3 階建て以上、かつ、延べ面積 800 ㎡以上の施設における実施設計業務の実績を有すること。なお、実績の発注者の形態は問わないものとし、国、地方公共団体、公営企業、特殊法人等、独立行政法人、民間企業またはこれらに準ずる団体、個人による発注実績をすべて対象とする。 ・各業務分野（建築総合、構造、電気設備、機械設備）の主任技術者と担当技術者をそれぞれ１名配置する。 ・管理技術者は、各業務分野の主任技術者及び担当技術者と兼任できない。 ・主任技術者及び担当技術者は、その他分野の主任技術者及び担当技術者と兼務できない。ただし、主任技術者は、同じ業務分野の担当技術者と兼務することができる。 ・各技術者に求める資格要件、実務経験等は表５に示すとおりとする。 ・ただし、構造分野においては主任技術者及び担当技術者に対して構造設計一級建築士の保有は必須ではないが、建築構造設計において、構造設計一級建築士による設計への関与を必須とする。 ・また、電気設備、機械設備の主任技術者及び担当技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士の保有がない者の配置も可とするが、設備設計に当たっては設備設計一級建築士による設計への関与を必須とする。 ・構造及び電気設備、機械設備の主任技術者及び担当技術者の所属は、管理技術者の所属する企業以外でもよい。 ・管理技術者及び各主任技術者については、設計業務完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合、または業務着手前に変更を行う場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。
工事監理業務	・工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に３か月以上の雇用関係にある。）工事監理者を配置する。 ・工事監理者は、一級建築士とし、工事監理業務の管理技術者とする。 ・工事監理者は、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の 3 階建て以上、かつ、延べ面積 800 ㎡以上の施設における実施設計業務若しくは工事監理業務の実績を有すること。なお、実績の発注者の形態は問わないものとし、国、地方公共団体、公営企業、特殊法人等、独立行政法人、民間企業またはこれらに準ずる団体、個人による発注実績をすべて対象とする。

業務	配置予定技術者の要件
	・工事監理企業は、工事監理者のほか、設計業務に示す各業務分野（建築総合、構造、電気設備、機械設備）の主任技術者及び担当技術者と同様の資格及び実務経験等を保有する者を各業務分野（建築総合、構造、電気設備、機械設備）の主任技術者及び担当技術者として配置する。 ・工事監理者は、工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合、または工事着手前に変更を行う場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。

表 5　設計業務及び工事監理業務の配置予定技術者に求める資格及び業務経験等

管理技術者		資格要件	一級建築士
		実務経験等	資格取得後、５年以上
主任技術者	建築総合	資格要件	一級建築士
		実務経験等	５年以上
	構造	資格要件	一級建築士又は構造設計一級建築士
		実務経験等	一級建築士にあっては、資格取得後、５年以上
	電気設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	建築設備士にあっては、資格取得後、５年以上
	機械設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	建築設備士にあっては、資格取得後、５年以上
担当技術者	建築総合	資格要件	一級建築士
		実務経験等	求めない
	構造	資格要件	一級建築士又は構造設計一級建築士
		実務経験等	求めない
	電気設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	求めない
	機械設備	資格要件	建築設備士又は設備設計一級建築士
		実務経験等	求めない

※構造分野においては主任技術者及び担当技術者に対して構造設計一級建築士の保有は必須ではないが、建築構造設計において、構造設計一級建築士による設計への関与を必須とする。

※電気設備、機械設備の主任技術者及び担当技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士の保有がない者の配置も可とするが、設備設計に当たっては設備設計一級建築士による設計への関与を必須とする。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の受付日とする。

4. 応募に関する留意事項

(1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

⑵ 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

⑶ 使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語とし、単位は、計量法(平成４年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑷ 応募の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、無効とする。なお、事業者の選定において、当該事業者が無効となることが判明した場合には、選定を取り消す。

① 記名・押印がない提案
② 委任状を持参しない代理人の提案
③ 提案書類等が所定の日時までに到着しないもの
④ 提案金額・氏名、その他要件の記載が確認できない提案
⑤ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
⑥ 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印の無い提案
⑦ 同一の提案について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者がした提案
⑧ 不正行為があったと認められる提案
⑨ その他募集要項等において示した条件に違反した提案

⑸ 公募の中止等

この公募は、取りやめること又は延期することがある。また、事業者の選定後において、支出負担行為担当者が公募の公正性が確保できないと認めるときは、公募手続全体を取り消すことがある。

⑹ 提案書の変更禁止

提案書の変更、差し替え、再提出は、県が指示する場合を除き、認めない。

⑺ 提出書類の取り扱い・著作権等

提出を受けた提出書類は返却しない。また、契約に至らなかった提出書類は、本事業の審査会に関する公表以外には使用しないものとする。

① 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、県は、本事業の内容を公表する場合、又は、県が必要とする場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、県は本事業の客観的評価の公表以外に原則として使用しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

⑻ 県からの提示資料の取り扱い

県が本事業の手続において提示する資料は、本事業提案に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 応募を辞退する場合

参加資格が確認された応募者が辞退する場合は、提案書類等の提出期限までに、「別添３：様式集及び記載要領」に規定する「辞退届」を「第８ 5. 問合せ先」に示す担当課に郵送または持参して提出する。

5. 予定価格等

本事業の予定価格は、以下に示すとおりとする。なお、支払い方法及び契約金額の変更等については、「別添４ ：請負代金額の支払い条件」を参照すること。

予定価格 2,299,652,421 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第４ 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予測されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担の詳細は、「別添６：設計・施工請負契約書（案）」を参照すること。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、「別添１：要求水準書」に提示する。

3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、「別添６：設計・施工請負契約書（案）」に基づき作成された設計・施工請負契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、設計・施工請負契約の締結に当たっては、契約の履行を確保するため、契約保証金等の方法による設計・施工請負契約の保証を行うことを想定している。

4. 県による事業の実施状況の監視

県は、選定事業者が実施する本施設等の設計・建設業務について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等の詳細は、「別添５：モニタリング措置要領」に定める。

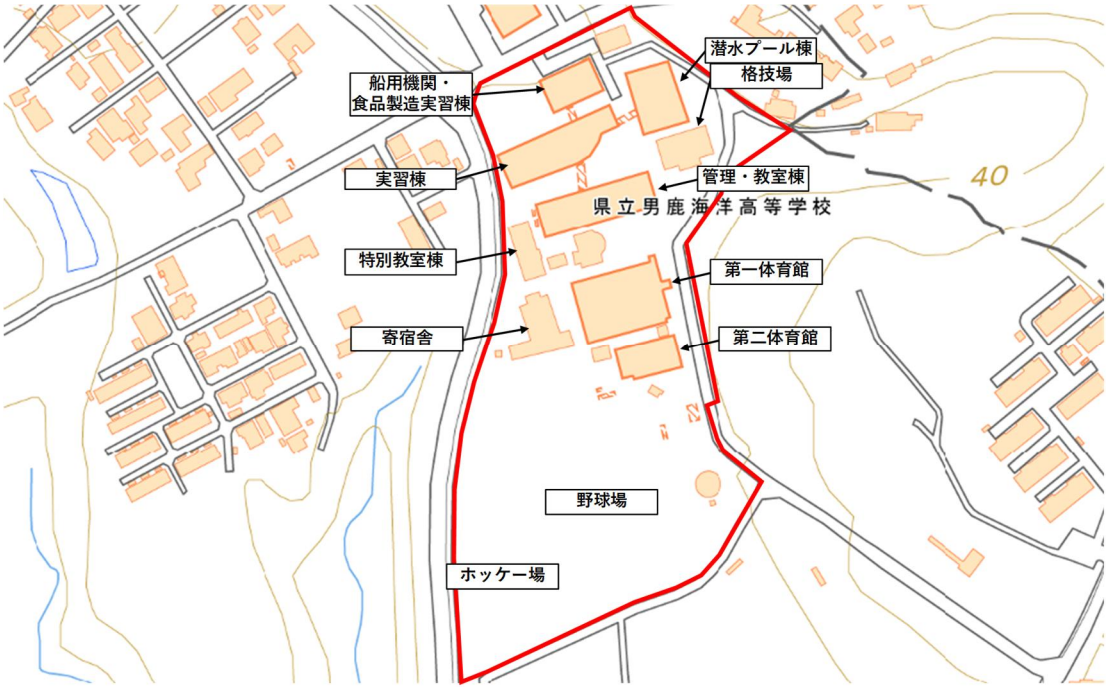
第５ 本施設の立地及び施設計画に関する事項

1. 立地に関する事項

事業対象地の立地条件は以下のとおりである。

表 6　男鹿海洋高等学校の概要

所在地	秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台 42 番地
創立	平成 16 年４月１日
敷地面積	35,404.55 ㎡
建物面積	12,558.64 ㎡
学校規模	普通科２クラス、海洋科３クラス、食品科学科３クラス　計８クラス
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率／容積率	60%／200%
道路制限	1.25/１
接続道路	芦沢増川線　幅員：6.8-7.0m 南ヶ丘線　　幅員：10.7-11.2m



出典：男鹿地区統合校（仮称）基本構想を基に作成

図 2　事業対象地の概要

2. 施設計画の考え方

施設整備業務の内容等は、「別添１：要求水準書」を参照すること。

第６ 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は設計・施工請負契約等の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計・施工請負契約に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

設計・施工請負契約に関する紛争については、公共施設等の管理者等の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第７ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 選定事業者の提供するサービスが、設計・施工請負契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、県は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合、県は設計・施工請負契約を解除することができる。

(2) 選定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、設計・施工請負契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は設計・施工請負契約を解約することができる。

(3) (1)又は(2)の規定により県が設計・施工請負契約を解約した場合、選定事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 設計・施工請負契約で定める県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、選定事業者は設計・施工請負契約を解約することができるものとする。

(2) (1)の規定により選定事業者が設計・施工請負契約を解約した場合、県は、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由、その他、県又は選定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、県及び選定事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、県及び選定事業者は、設計・施工請負契約を解約することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、設計・施工請負契約に定める。

第８ その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

・本事業に当たり、その予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を議決済みである。

2. 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

3. 情報提供

情報提供は、適宜、県ホームページまたは秋田県電子入札システムを通じて行う。

4. 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

5. 問合せ先

秋田県教育庁　総務課　施設整備室

〒010-8580 秋田県秋田市山王３丁目１－１

電話：018-860-5116

E-mail：shisetsu-edu@pref.akita.lg.jp